

利用者の皆様へ

令和 8 年 4 月 14 日
ユーハイム似島歓迎交流センター
所 長 大 谷 和 昭

施設の利用料等に関する減額・免除制度の見直しについて

平素より、ユーハイム似島歓迎交流センター（以下「センター」という。）をご利用いただき、誠にありがとうございます。また、日頃よりセンターの運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

センターにおける利用料金の減額・免除（以下「減免」という。）につきましては、これまで利用者の皆様の経済的負担の軽減や、施設利用の促進を目的として実施して参りました。

センターは利用料金制により運営しており、皆様からお支払いいただく利用料金で、建物・設備の維持管理、や施設運営に必要な経費を賄っておりますが、コテージにつきましては、建物が独立していることから、他の施設に比べ多くの光熱費や維持管理費が発生しており、現行の減免制度では運営費の確保が困難な状況となっております。そのため、この度やむを得ず減免制度の一部を見直すことといたしました。

利用者の皆様への影響をできる限り抑えること、施設の安全性・快適性を将来にわたって維持すること、公平性と持続可能な運営を確保することを基本的な考え方とし、コテージ利用に係る最低限の固定額（維持管理費）のみをご負担いただく内容としております。

日頃よりセンターをご利用いただいている皆様に新たなご負担をお願いすることは、誠に心苦しい限りではございますが、今後も安全で快適な施設運営を継続していくため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(1) 新減免基準の適用日

令和 9 年 4 月 1 日から

※ 令和 9 年 3 月 31 日までに入所され、同年 4 月 1 日以降も継続してご利用される場合は、従来の減免基準を適用いたします。

(2) 減免内容の見直し

コテージにご宿泊される場合は、減免の有無にかかわらず、1 日・1 室あたり 10,000 円の固定額（維持管理費）を徴収いたします。

なお、コテージ以外の利用およびその他の減免措置につきましては、従来どおり変更はありません。

(3) 利用者の皆様への配慮について

今回の見直しは、施設運営を継続するために必要最小限の対応として行うものであり、利用者の皆様に過度なご負担をお願いするものではありません。

(4) 減免一覧

番号	減免対象	減免額
1	原爆障害者章の交付を受けている者	【宿泊棟（宿泊）・研修室・海水プール・カヌー使用料・大浴場】 全額免除 【コテージ（宿泊）】 固定額以外の利用料金を免除
2	身体障害者手帳の交付を受けている者	
3	療育手帳の交付を受けている者	
4	戦傷病者手帳の交付を受けている者	
5	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
6	特定医療費（指定難病）受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者	
7	社会福祉施設に入所している者が引率されて使用する場合	
8	65歳以上の者であることの確認ができる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を持参している者	【宿泊棟（宿泊）・海水プール・大浴場】 小人料金を適用 【コテージ（宿泊）】 固定額以外の小人料金を適用
9	出入国管理及び難民認定法別表第1の4に規定する留学の在留資格を有する者並びに家族滞在の在留資格を有する者のうち別表の留学の項の下欄に掲げる活動を行う者	【宿泊棟（宿泊）・研修室・海水プール・カヌー使用料・大浴場】 全額減免 【コテージ（宿泊）】 固定額以外の利用料金を免除
10	本市が主催する研修会に参加する者	全額減免
11	1～8号に掲げる者の介添者	当該項目の減免額に準ずる
12	条例に定める小中学校等が学校行事で利用する場合（引率者等を含む。）	【大研修室、研修室1、研修室2、研修室3、研修室4、コテージ（休憩）及び附属設備の利用料金】 全額減免 （コテージ（休憩）は宿泊と一体で使用すべきやむを得ない事情がある場合に限る） 【コテージ（宿泊）】 コテージの利用料金のうち、宿泊利用について、宿泊棟を少年団体等が使用する場合の利用料金を超える額を免除 （宿泊棟が利用できない場合に限る）
13	公園施設（グラウンド、テニスコート、展望広場等）において条例第8条第1項の許可を受けた者が広島市公園条例第11条に定める使用料を減免する場合に該当する場合	全額免除